

松江市木造住宅耐震改修促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市木造住宅耐震改修促進事業費補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 松江市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱(平成20年松江市告示第174号。以下「耐震改修要綱」という。)第2条第1号に規定する木造住宅をいう。
- (2) 耐震診断 耐震改修要綱第2条第2号に規定する耐震診断をいう。
- (3) 耐震改修工事 耐震改修要綱第2条第3号に規定する耐震改修工事をいう。
- (4) 住宅改修工事 耐震改修工事と同時に行う建物の構造部分(耐震改修工事部分を除く)と水周り設備(機器等を除く)の改修工事をいう。

(対象建築物等)

第3条 補助金の名称、補助金の交付の目的、交付対象建築物、補助対象事業費、補助金等の額及び終期は次の表のとおりとし予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市木造住宅耐震改修促進事業費補助金
補助金の交付の目的	木造住宅の住宅改修工事に要する経費に対し補助金を交付することにより、木造住宅の耐震改修を促進し、大地震発生時の住宅の倒壊を防止して、市民の生命を守り又、本市の防災性能を高め安心安全なまちづくりを推進することを目的とする。
交付対象建築物	次に掲げる要件をすべて満たすものとする (1) 耐震改修要綱第3条に規定する交付対象建物であること。 (2) 松江市木造住宅耐震改修事業費補助金(「耐震改修補助金」という。以下同じ)以外の国又は地方公共団体が負担する補助対象(資金融資あっ旋制度等を含む)となっていないものであること。
補助対象事業費	交付対象建築物所有者が交付対象建築物の住宅改修工事に要する経費とする。

補助金等の額	住宅改修工事に要する費用の額に 0.1 を乗じて得た額とし、700,000 円を上限とする。
終期	平成 30 年 3 月 31 日

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改修工事を行う建築物の案内図、平面図
- (2) 住宅改修工事計画図その他計画内容を示す図書
- (3) 補助対象内外工事費の確認ができる工事内訳書
- (4) 住宅改修工事であることが確認できるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第 5 条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事後の建築物についての結果が確認できるもの
- (2) 竣工図(改修箇所・改修方法がわかるものに限る。)
- (3) 改修工事の施工状況写真(施工前・施工中・施工後)
- (4) 住宅改修工事に係る工事請負契約書の写し
- (5) 住宅改修工事に要した費用の領収書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成 21 年 2 月 26 日から施行し、平成 20 年 11 月 1 日以降に耐震改修補助金の交付決定を受けた耐震改修工事に係る住宅改修工事について適用する。

附 則

この告示は、平成 21 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 22 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 23 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 24 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。